

精神保健福祉関係団体運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精神障害者及びその家族等で組織する団体及び精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を支援する団体（以下「団体」という。）の円滑な運営を支援するため、予算の範囲内で運営費の一部を補助し、もって団体の活動を促進することを目的とする。

(対象団体及び補助限度額)

第2条 補助金の支給を受けることができる団体及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に団体が行う精神保健福祉に関する活動、その他団体の運営及び維持に要する経費のうち報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び貸借料、備品購入費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 交際費（慶弔費を含む。）
- (2) 飲食会に要する経費
- (3) 他団体への負担金等
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）に規定する自立支援給付に対象となる経費
- (5) 他の補助金の交付対象となる経費
- (6) 他の団体等からの委託を受けて実施する事業の経費

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、運営費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、申請内容を審査し、交付を決定したときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を運営費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該団体に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付にあたり、次に掲げる条件を付して交付するものとし、当該団体に通知する。

- (1) 補助金を他の経費に使用してはならないこと。
- (2) 補助金に係る申請内容を変更する必要がある時は、早急に届け出て、市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助金に係る収支を記載した帳簿を整え、補助金の使途を常に明確にしておかなければならないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、この要綱の定めに従わなければならないこと。

2 市長は、前項の他に、必要と認める条件を付することができる。

(交付方法)

第7条 補助金の交付方法は、法人の運営資金等の状況により必要と認められる場合は、補助金を概算払で交付することができるものとする。

(実績報告)

第8条 事業が完了した時(事業の中止又は廃止の場合を含む)は、事業の完了した日から起算して40日以内に、事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体等が、次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な方法で補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第6条に規定する条件に違反したとき。
- (3) 前各号に定めるものの他、この要綱の規定に違反したとき。

(返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体等が、次の各号の一に該当した場合は、補助金の全額もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 当該事業を中止または廃止したとき。
- (2) 第8条に規定する実績報告により、当該補助金の額が実支出額と比較して適切でないと市長が認めたとき。
- (3) 第9条の規定に基づき、交付決定が取り消されたとき。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるものの他は、必要により健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。